

暴風警報発令等の場合の授業の措置について（HP掲載用）

H28.9.17
教務部

台風16号接近に伴う暴風警報・特別警報発令の場合、授業等について以下の通りとします。
なお、この内容は生徒手帳等にも記載されているので参照して下さい。
（3年生…生徒手帳p.18、1・2年生…Nexus7配信「生徒心得」にあります）

授業日について

		授業の措置
イ	午前7時までに解除の時	予定通り授業実施（水1～6木7の授業）
ロ	午前9時までに解除の時	3限から 3限～7限の時間割 で授業実施（水3～6木7の授業）
ハ	午前11時までに解除の時	5限から 5限～7限の時間割 で授業実施（水56木7の授業）
ニ	午前11時現在解除されていない時	臨時休業とする。

(イ)、(ロ)、(ハ)の場合、居住地から学校までの交通事情により、授業開始に間に合わなかったときは、担任に申し出ること。

(ニ)の場合は生徒は登校しないこと。クラブ活動も行わないこと。

◆9月21日はA時程の授業（水1～6・木7）です。

したがって

3限の開始は 10:20

5限の開始は 12:50

です。

休日について

午前9時現在、暴風警報が解除されていない場合

クラブ活動（クラス活動も含む）は行わないこと。（登校禁止）

公式戦については主催団体の指示に従うこと（顧問およびクラブ員が参加できる状態であれば可）